

5 年 保 存 令和 9 年 3 月 31 日 満了

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2

崎 交 規 (標) 第 4 5 号

令 和 3 年 1 2 月 1 3 日

関 係 各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

交通安全施設管理要綱の制定について（通達）

交通信号機及び道路標識・道路標示の維持管理については、これまで「交通安全施設管理要綱の制定について（通達）」（平成29年2月21日付け崎交規（標）第11号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり、新たに見出し要綱を制定し、令和4年1月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和3年12月31日限りで廃止する。

交通安全施設管理要綱

1 目的

この要綱は、交通安全施設の適正な維持及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 交通安全施設

長崎県公安委員会が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づき設置及び管理（以下「設置等」という。）する信号機、道路標識及び道路標示をいう。

(2) 信号機

法第2条第1項第14号の信号機及びこれに付帯する設備をいう。

(3) 道路標識

法第2条第1項第15号の道路標識及びこれに付帯する設備をいう。

(4) 道路標示

法第2条第1項第16号の道路標示及びこれに付帯する設備をいう。

(5) 交通安全機器管理システム

信号機の設定情報等を管理するため長崎県警察が設置するシステムであって、サーバ、これらに電気通信回線を介して接続する端末装置及びこれらの間で動作するプログラムにより構成されるものをいう。

(6) 交通安全施設総合管理システム（通称「ゼンスケ」）

交通規制台帳を管理するため長崎県警察が設置するシステムであって、サーバ、これらに電気通信回線を介して接続する端末装置及びこれらの間で動作するプログラムにより構成されるものをいう。

3 管理責任者及びその責務

(1) 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）、警察署（以下「署」という。）

及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に交通安全施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、交通規制課にあつては交通規制課長、署にあつては署長、高速隊にあつては高速隊長をもってこれに充てる。

(2) 交通規制課の管理責任者は、県内の交通安全施設の設置等及び信号機の効率的な運用について、その責任を負う。

(3) 署の管理責任者は、管轄内における交通安全施設の設置等について、その責任を負う。

(4) 高速隊の管理責任者は、管轄する自動車専用道路の無料区間における交通安全施設の設置等について、その責任を負う。

4 取扱責任者及びその責務

(1) 交通規制課、署及び高速隊に交通安全施設取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、交通規制課にあつては次席又は担当補佐、署にあつては交通課長又は地域交通課長、高速隊にあつては副隊長をもってこれに充てる。

(2) 取扱責任者は、管理責任者を補佐し、交通安全施設の適正な維持及び管理の業務

を行う。

5 交通安全施設の設置等

- (1) 交通安全施設の設置等は、信号機については「「信号機設置の指針」の制定について（依命通達）」（令和3年10月21日付け崎交規（信）第51号）、道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）については「「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和3年11月30日付け警察庁丙規発第27号）に基づき実施するものとする。
- (2) 交通安全施設の設置状況等は、信号機については「交通安全機器管理システム」、道路標識等については「交通安全施設総合管理システム」により管理するものとする。

6 交通安全施設の点検

(1) 点検の種別

署及び高速隊の取扱責任者にあつては次のアからウまでの点検を、交通規制課の取扱責任者にあつてはエの点検を実施して交通安全施設の適正な維持管理に努めること。

なお、点検の結果、修繕が必要と認められるものについては、交通安全施設点検結果報告書（別記様式第1号。以下「点検結果報告書」という。）に当該交通安全施設の写真等を添えて交通規制課の管理責任者に報告すること。

ア 常時点検

交通警察官、地域警察官等による日常の警察活動の機会を捉え、交通安全施設の設置状況等を点検し、その異常の有無を確認すること。

イ 定期点検

交通規制課と連携した上で、交通安全施設点検整備強化月間を設定するなど、定期的かつ計画的に点検を行うこと。

ウ 特別点検

風水害等の災害の発生が予想される場合及びその発生直後、交通安全施設の倒壊・落下事案が発生した場合等において点検を行うこと。

エ 委託点検

交通規制課の管理責任者は、信号機、大型標識及び可変標識等点検に専門的技術及び資機材を要する交通安全施設については、民間に委託して点検を行うこと。

(2) 点検要領

交通安全施設の点検については、別添「交通安全施設点検要領」に基づき実施すること。

なお、点検に当たっては、「見やすく、分かりやすい」交通安全施設の管理に努めるとともに、老朽化による柱の倒壊や機器等の落下等の事案が発生することのないように努めること。

(3) 点検方法

点検方法は、大気露出部の目視、触診によるものとし、必要に応じて打診、埋設部の点検等を行うこと。

7 障害発生時の措置及び報告要領

(1) 障害発生時の措置

署及び高速隊の取扱責任者は、交通安全施設に障害が発生したときは、事故防止のため適切な一時的措置を行った上で、速やかに修理手続を行うこと。ただし、標示板の汚損や角度不良等軽微なものについては、その都度補修を行うこと。

(2) 交通安全施設障害処理簿への記載及び報告

署及び高速隊の取扱責任者は、交通安全施設に障害が発生したとき（交通事故被害等原因者負担により修理を行う場合を含む。）は、交通規制課の取扱責任者に電話等で報告を行い、修理方法等を調整した上で、交通安全施設障害処理簿（別記様式第2号。以下「障害処理簿」という。）に障害の内容等を記載し、所属の管理責任者に報告すること。

(3) 交通安全施設障害受理簿への記載及び報告

交通規制課の取扱責任者は、署及び高速隊の取扱責任者から交通安全施設の障害の報告を受けたときは、交通安全施設障害受理簿（別記様式第3号又は第4号。以下「障害受理簿」という。）に報告内容を記載し、交通規制課の管理責任者に報告すること。

8 修理手続及び報告要領

(1) 修理手続

ア 署

署の管理責任者は、障害が発生した交通安全施設を修理するため業者を手配するときは、署会計課と調整の上、業者から徴した見積書の写し、図面及び写真を添えて、交通規制課の管理責任者に報告すること。ただし、当該交通安全施設に緊急の修理を要するときは、事後の報告に代えることができる。

報告後、交通規制課の管理責任者から修理内容の了承を得た後は、署会計課に契約手続を依頼すること。

イ 高速隊

高速隊の管理責任者は、交通規制課の管理責任者に修理手続を依頼し、日程等必要事項を調整すること。

(2) 障害処理簿への記載及び報告

署及び高速隊の管理責任者は、交通安全施設の修理が完了したときは、障害処理簿に修理内容を記載し、業者からの請求書の写し（原因者負担による修理を除く。）及び修理完了後の写真を添えて交通規制課の管理責任者及び所属の管理責任者に報告すること。

(3) 障害受理簿への記載及び令達手続

交通規制課の管理責任者は、署及び高速隊から修理完了の報告を受けたときは、障害受理簿に報告内容を記載して経過を明らかにするとともに、報告を受けた修理費用について令達手続を行うこと。

9 交通安全施設に対するあて逃げ交通事故の処理要領

(1) 捜査の徹底

署及び高速隊の管理責任者は、交通安全施設に対するあて逃げ交通事故を認知したときは、安易に警察の費用による修理で完結することなく、捜査を徹底し、被疑

者の発見に努めること。

(2) 認知時の措置及び報告

署及び高速隊の取扱責任者は、当該交通事故を認知したときは、前記7で定める措置及び報告を行うこと。

(3) 捜査経過の記録及び保管

被疑者発見のために実施した捜査については、捜査経過を記録し、物件事故報告書に編てつするなどして経緯を明らかにすること。

また、被疑者判明時の損害賠償請求資料として、障害処理簿の末尾に、物件事故報告書の写し、上記捜査経過を記録した資料（メモ、写真等）の写し及び請求書の写し（修理を実施した場合に限る。）を編てつして保管すること。

(4) 修理手続及び報告

署及び高速隊の管理責任者は、当該交通安全施設を修理するために業者を手配するときは、前記8で定める手続及び報告を行うこと。

(5) 被疑者判明時の措置

署及び高速隊の管理責任者は、被疑者が判明したときは、署にあっては署会計課と、高速隊にあっては交通規制課と調整し、(3)で示す資料に基づき損害賠償請求の手続を行うこと。

10 工事監督及び検査

道路標識等の工事に係る監督及び検査については、「道路標識等工事監督・検査関係業務実施要領の制定について（依命通達）」（令和3年3月8日付け崎交規（標）第11号）に基づき実施すること。

11 その他

(1) 道路使用許可の際の留意事項

署及び高速隊の管理責任者は、法第77条第1項の規定により道路使用の許可を行うときは、当該行為によって交通安全施設の効用が妨げられることのないよう必要な条件を付し、道路の拡幅、施設の設置等のため既設の交通安全施設の移設を余儀なくされるときは、交通安全施設の現状復旧について必要な条件を付する等の措置を講じること。

また、交通安全施設の原状復旧に当たっては、確実に現場に立ち会い、交通安全施設の設置場所、設置方法等について指示し、交通安全施設の効用を損なうことのないように配慮すること。

(2) 道路標識の移設要望への対応

署の取扱責任者は、道路標識の移設要望等を受理したときは、その内容を交通規制課の取扱責任者に報告し、移設先及び費用負担等について調整すること。

12 保存期間

(1) 1年保存

点検結果報告書
障害受理簿

(2) 5年保存

障害処理簿

交通安全施設点検要領

- 1 公安委員会の意思決定との整合性に関する点検（交通安全施設全般）
 - (1) 意思決定の内容と本板の表示内容は適合しているか。
 - (2) 意思決定の内容と補助板の内容に矛盾はないか。
 - (3) 意思決定の内容が分かりやすく設置されているか。
- 2 適正な設置及び維持管理に関する点検
 - (1) 信号機
 - ア 支柱、制御機、信号灯器、押ボタン箱、配管及び表示板は破損、腐食等していないか。
 - イ 信号灯器の視認性（灯器の向き、LED素子切れ、レンズ汚れ等）に問題はないか。
 - ウ 信号機の現示や設定秒数に問題はないか。
 - エ 信号機の設置場所に問題はないか。
 - (2) 道路標識
 - ア 標識柱の設置場所に問題はなく、損傷、ぐらつき、傾き及び腐食等はないか。
 - イ 標示板の配列順位、設置角度及び地上高に問題はなく、損傷、汚損及び退色等はないか。
 - ウ 可変標識は正常に作動しているか。
 - エ 大型灯火標識、自発光式一時停止標識は点灯しているか。
 - オ スポットライト式横断歩道標識は点灯し、センサーに異常はないか。
 - カ 沿道の樹木、工作物等が道路標識の視認性を阻害していないか。
 - キ 標識柱の撤去後、適切に路面が復旧されているか。
 - (3) 道路標示
 - ア 道路標示は摩耗、消失していないか。
 - イ 道路標示と道路標識の表示内容が一致しているか。
 - ウ 必要以上に法定外表示等を多用していないか。
 - エ 停止線の設置位置、設置角度は適切か。
 - オ 道路工事等に伴う現状復旧が確実に行われているか。
 - カ 自発光鋲は、点灯しているか。
 - キ エスコートゾーンは、破損していないか。
- 3 今後の維持管理を見据えた点検
 - (1) 必要性が低いと認められる交通安全施設ではないか。
 - (2) 現在の交通規制基準に合致せず、省略が可能なものではないか。
 - (3) 交通規制の見直しにより、廃止又は統合できるものはないか。

交通安全施設点検結果報告書

交通安全施設の種別（ 信号機 ）

警察署

No.	路線名	点検場所（住所・目標物・交差点名）	交通安全 施設の名称	状況	備考 (写真番号等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※欄は自由に変更してよい。

交通安全施設点検結果報告書

交通安全施設の種別（道路標識）

警察署

No.	路線名	点検場所（住所・目標物・交差点名）	交通安全 施設の名称	状況	備考	
					写真番号	標識DB番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※欄は自由に変更してよい。

交通安全施設点検結果報告書

交通安全施設の種別（道路標示）

警察署

No.	路線名	点検場所（住所・目標物・交差点名）	交通安全 施設の名称	状況	備考	
					写真番号	標示DB番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※欄は自由に変更してよい。

交通安全施設点検結果報告書

交通安全施設の種別（信号機）

〇〇警察署

No.	路線名	点検場所（住所・目標物・交差点名）	交通安全施設の名称	状況	備考 （写真番号等）
1	国道34号	長崎市万才6丁目4-1 田中方前	支柱	根本の腐食（1号柱）	No.1、規制番号99
2	〃	長崎市万才6丁目4-2 太田方前	制御機	配管の破損	No.2、規制番号88
3	〃	長崎市万才6丁目4-3 中村方前	灯器	レンズの破損	No.3、規制番号77
4	〃	長崎市万才6丁目4-4 鈴木方前	ケーブル	配線の垂れ下がり	No.4、規制番号66
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

・支柱の場合は、
柱の番号を記載
（制御機の柱が1
号柱で右回りに2、
3、4号と数える）

写真番号、
規制番号
等を記載

※欄は自由に変更してよい。

交通安全施設点検結果報告書

交通安全施設の種別（道路標識）

〇〇警察署

No.	路線名	点検場所（住所・目標物・交差点名）	交通安全施設の名称	状況	備考	
					写真番号	標識DB番号
1	町道	時津町日並郷 1 2 3 - 1 前田ビル横	路側	駐禁の本板の退色	No. 1	285
2	県道	時津町左底郷 1 3 8 - 1 横田ビル横	大型灯火	球切れ	No. 2	211
3	〃	時津町浜田郷 1 2 4 - 4 大橋ビル横	大型可変	字幕が破れている	No. 3	215
4	〃	時津町浜田郷 1 8 7 - 5 中西ビル横	路側	柱の腐食	No. 4	160020
5	〃	時津町元村郷 1 3 2 - 6 大山ビル横	スポットライト	感知不良	No. 5	54
6	〃	時津町元村郷 1 9 6 - 1 大川ビル横	自発光式一時停止	滅灯バッテリー不良	No. 6	2075
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

[板]「柱」とだけ記載することなく、「板の退色」「柱の腐食」など状況が分かるように記載

・写真は、腐食・損傷状況等が分かるように撮影
・目標物が入るように撮影

DB番号があれば確実に記載

※欄は自由に変更してよい。

交通安全施設点検結果報告書

交通安全施設の種別（道路標示）

〇〇警察署

No.	路線名	点検場所（住所・目標物・交差点名）	交通安全施設の名称	状況	備考	
					写真番号	標示DB番号
1	国道34号	長崎市滑石2丁目4-8 山田方前	横断歩道	摩耗して薄くなっている	No.1	45
2	県道	長崎市田中2丁目1-9 川内方前	一時停止	工事復旧がされてない	No.2	7562
3	"	長崎市横尾3丁目2-5 中村方前	はみ禁	カーブ箇所が摩耗	No.3	160005
4	市道	長崎市春日5丁目3-8 鈴木方前	速度	数字の4が工事で欠落	No.4	180027
5	県道	長崎市辻町11-12 浦上ビル前	自発光道路鋳	4個減灯している	No.5	200021
6	国道206号	長崎市若葉町3-5 長崎ビル前	エスコート	摩耗している	No.6	220011
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

・写真は、摩耗・
損傷状況等が分
かるように撮影
・目標物が入るよ
うに撮影

DB番号が
あれば確
実に記載

※欄は自由に変更してよい。

交通安全施設障害処理簿

署交通課

番号	決裁 時期	発生日 (認知日)	署長	副署長	課長	係長	区分	場所	処理経過	本部報告日		修理業者等	修理予定価格	完了日	会計課 確認印
								障害の内容		修理申請	完了報告		執 行 額		
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														
	認知						☐ 信号機 ☐ 標識等								
	完了														

※原因者負担による修理の場合、修理申請欄は本部への報告日を記載すること。
※決裁欄は、署の実情に合わせて適宜編集すること。

交通安全施設障害処理簿

高速隊

番号	決裁 時期	発生日 (認知日)	隊長	副隊長	係長	場所	障害の内容	処理経過	本部報告日		修理業者等	完了日
									修理申請	完了報告		
	認知											
	完了											
	認知											
	完了											
	認知											
	完了											
	認知											
	完了											
	認知											
	完了											
	認知											
	完了											
	認知											
	完了											

※原因者負担による修理の場合、修理申請欄は本部への報告日を記載すること。
※決裁欄は、署の実情に合わせて適宜編集すること。

交通安全施設障害処理簿

署交通課

番号	決裁 時期	発生日 (認知日)	署長	副署長	課長	係長	区分	場所	処理経過	本部報告日		修理業者等	修理予定価格	完了日	会計課 確認印
								障害の内容		修理申請	完了報告		執行額		
1	認知	5/13	○	○	印	印	☑信号機 □標識等	長崎市○町△交差点	現場確認後、署から業者手配	5/13	5/15	○○通信 (担当 ○○)	○○○円	5/13	印
	完了		○	○	印	印		車両用灯器の球切れ					○○○円		印
2	認知	7/20	○	○	印	印	□信号機 ☑標識等	長崎市□町△商店先	可搬標識を仮設置、支柱立替を業者手配	10/17	10/23	□□標識工業 (担当 □□)	□□□円	10/21	印
	完了		○	○	印	印		一停標識支柱の腐食倒壊					□□□円		印
3	認知	11/8	○	○	印	印	□信号機 ☑標識等	長崎市○町×工業先	事故当事者の保険により対応	11/8	11/15	××保険 (業者 ××工業)	/	11/12	○
	完了		○	○	印	印		自損事故による駐禁標識倒壊(受理番号●号)					○		
4	認知	12/22	○	○	印	印	□信号機 ☑標識等	長崎市△町×バス停先	規制課連絡後、業者手配、固定板共架	12/22	12/25	○○電気工業 (担当 ○○)	○○○円	12/24	印
	完了		○	○	印	印		大型可変標識の字幕停止					○○○円		印
5	認知	1/2	○	○	印	印	□信号機 ☑標識等	長崎市□町○方先	継続捜査中 緊急修繕を実施	1/2	1/5	△△総業 (担当 △△)	△△△円	1/2	印
	完了		○	○	印	印		横断歩道標識へのあて逃げ(受理番号第●号)					△△△円		印
6	認知						□信号機 □標識等								
	完了														
7	認知						□信号機 □標識等								
	完了														

「警察署長等の業務に関する専決等のガイドライン」により、課長専決が可能

・事故被害の場合は、物件事故の受理番号を記載する
・あて逃げ事故の場合は、末尾に関係書類を編てつ保管する

見積書、図面、写真を添えて申請

請求書、写真を添えて報告

修理業者、担当者、保険会社等を記載

警察の費用で修理を行った場合は、必要に応じて、会計課長等から確認印をもらう

※原因者負担による修理の場合、修理申請欄は本部への報告日を記載すること。

※決裁欄は、署の実情に合わせて適宜編集すること。

交通安全施設障害受理簿（信号・管制用）

年 月 日

課 長	調査官	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係 員
障 害 箇 所						
区 分	時 分	相 手 先	相 手 者 名	担 当 者		
発 生	:					
受 付	:					
手 配	:					
	:					
	:					
回 復	:					
障 害 模 様						
原 因 措 置						
使 用 材 料		保全区分	申発予	所要時間	日と 時間 分	
原 因 分 析	1 調整障害	5 配線障害	7-3 取調前回復			
	2 部品障害	6 人為障害	8 ヒューズ断			
	3 清掃注油	7-1 原因不明回復	9 ソフト			
	4 接触障害	7-2 取調中回復	10 その他			
責 任 区 分	管制	一般	NTT	九電	その他()	
備 考						
処 理	保守委託内処理			修繕処理(月 日 済み)		

交通安全施設障害受理簿(標識・標示用)

課長	次席	補佐	番号	受理日	申請者	D B 番号	場 所	修理完了日 及び修理内容	業 者 名		申請 書類 受理	完了 報告 受理	令達月	備 考
					受理者	データ更新	障 害 内 容		修理額(税込)					
			1						需 役					
			2						需 役					
			3						需 役					
			4						需 役					
			5						需 役					
			6						需 役					
			7						需 役					
			8						需 役					
			9						需 役					
			10						需 役					